

SAGAプレミアムPay・SAGAプレミアム商品券発行規約

(趣旨)

第1条 この規約は、近年の物価高騰により県民生活に影響が生じている中、県民の暮らしを支えるとともに、地域での消費を後押しすることで県内事業者の支援にもつなげるために、佐賀県商工会連合会が発行するSAGAプレミアムPay、SAGAプレミアム商品券（以下これらを総称して「商品券」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(発行主体等)

第2条 商品券の発行主体は佐賀県商工会連合会（以下「発行者」という。）とする。

2 商品券の発行、販売、換金等に必要な事務を処理するため、佐賀県プレミアム付商品券発行事業事務局（以下「事務局」という。）を置く。

3 佐賀県は、国が交付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して発行者に対し補助を行うとともに、必要と認めるときは発行者及び事務局による商品券の発行等に係る事務処理を支援するものとする。

(発行額)

第3条 商品券の発行総額は2,609,750,000円とし、このうちSAGAプレミアムPayの発行額は1,689,750,000円と、SAGAプレミアム商品券の発行額は920,000,000円とする。

2 発行者は、前項の発行総額及び発行額を佐賀県の予算の範囲内で変更することができる。

(発行数)

第4条 商品券の発行総数は521,950口とし、このうちSAGAプレミアムPayの発行数は337,950口と、SAGAプレミアム商品券の発行数は184,000口とする。

2 発行者は、前項の発行総数及び発行数を佐賀県の予算の範囲内で変更することができる。

(額面等)

第5条 商品券の額面は1口5,000円とする。

2 商品券の販売価格は1口4,000円とする。

(種類)

第6条 発行者は、電子版のプレミアム付商品券としてSAGAプレミアムPayを、紙版のプレミアム付商品券としてSAGAプレミアム商品券を発行する。

2 発行者は、商品券としてエリア商品券（佐賀県内を別表第1に定めるエリアに区分し、購入したエリア内の取扱店でのみ使用することができる商品券をいう。以下同じ。）を発行する。

3 発行者は、エリア商品券のほか、SAGAプレミアムPayとして業界団体商品券（別

表第2に定める業界団体の構成員の取扱店でのみ使用することができる商品券をいう。
以下同じ。)を発行する。

(券種)

第7条 エリア商品券には、共通券(購入したエリア内の全ての取扱店で使用することができるものをいう。以下同じ。)と専用券(購入したエリア内の佐賀県内に本社又は本店の登記がある法人の取扱店及び佐賀県内に在住する個人事業主の取扱店で使用することができるものをいう。以下同じ。)の券種を設けるものとし、1口5,000円のうち2,500円分を共通券と、2,500円分を専用券とする。

2 業界団体商品券は、1口5,000円の全額を、県内全域の別表第2に定める業界団体の構成員の取扱店で使用することができるものとする。

(購入対象者)

第8条 商品券の購入対象者は佐賀県内在住者とする。

2 発行者は、商品券の販売状況等に鑑み追加販売を行う場合にあっては、前項の購入対象者を変更することができる。

(購入申込み)

第9条 商品券の購入申込みは、SAGAプレミアムPayにあってはSAGAプレミアムPayアプリ(以下「アプリ」という。)により、SAGAプレミアム商品券にあっては所定のウェブサイト又は郵便はがきにより行うものとする。

2 前項の購入申込みは、別表第1に定めるエリア及び別表第2に定める業界団体ごとに1人あたり6口を限度に行うことができる。ただし、エリア商品券にあっては、同一のエリアにおいてSAGAプレミアムPay及びSAGAプレミアム商品券の両方を購入することはできない。同一のエリアにおいてSAGAプレミアムPay及びSAGAプレミアム商品券の両方の購入申込みが行われた場合にあっては、SAGAプレミアム商品券の購入申込みは無効とし、SAGAプレミアムPayの購入申込みのみを抽選の対象とする。

3 発行者は、商品券の販売状況等に鑑み追加販売を行う場合にあっては、前項に規定する購入申込みに係る1人あたりの限度の口数を変更することができる。

(購入申込期間)

第10条 前条による購入申込みは、令和8年7月1日から同月15日までに行うものとする。

2 発行者は、必要と認めるときは前項に規定する期間を変更することができる。

(当選者の決定等)

第11条 第9条第1項及び第2項の規定による購入申込みが、第6条に規定する商品券の種類ごとに発行者が定める発行額を超えたエリア又は業界団体にあつては抽選により当選者を決定するものとし、当該発行額を越えないエリア又は業界団体にあつては申込者(虚偽の申請等により当選させることが適当でないと発行者が認める者を除く。)の全て

を当選者とする。

- 2 前項の規定により当選者及び落選者が決定したときは、発行者は速やかに、SAGAプレミアムPayにあってはアプリ及びメールにより、SAGAプレミアム商品券にあっては通知の郵送により、その結果を通知するものとする。

(販売期間等)

第12条 SAGAプレミアムPayの販売期間は令和8年7月27日から同年8月9日までとし、アプリにより販売するものとする。

- 2 SAGAプレミアム商品券の販売期間は令和8年9月1日から同月13日までとし、対面により販売するものとする。

- 3 当選者は、前2項の販売期間内に発行者が指定した方法及び場所において商品券を購入するものとし、当該販売期間内に購入しない場合は当該当選者の商品券を購入する権利は失効する。

- 4 発行者は、必要と認めるときは第1項及び第2項に規定する期間及び販売方法を変更することができる。

(商品券の使用等)

第13条 SAGAプレミアムPayの使用等に係る遵守事項は、発行者が別に定めるアプリの利用規約による。

- 2 SAGAプレミアム商品券の使用等に係る遵守事項は、発行者が別に定めるSAGAプレミアム商品券使用約款による。

(使用期間)

第14条 SAGAプレミアムPayの使用期間は、令和8年7月27日から同年11月30日までとする。

- 2 SAGAプレミアム商品券の使用期間は、令和8年9月1日から同年11月30日までとする。

- 3 未使用の商品券は、前2項の期間終了をもって失効する。

- 4 発行者は、必要と認めるときは第1項及び第2項に規定する期間を変更することができる。

(払戻し)

第15条 商品券の保有者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできない。

ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合は保有者への払戻しを行うことがある。

(対象外取引)

第16条 次の各号のいずれかに該当する商品又はサービスは、商品券を使用する取引の対象外とする。

- (1) 換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、定期券、回数券等）

- (2) 不動産に係る支払（土地購入、家屋購入、家賃の支払い等）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「麻雀、パチンコ等」、同法第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る支払
- (4) 国又は地方公共団体への支払（自治体指定ごみ袋含む。）
- (5) 事業上取引（商品仕入れ等）に係る支払
- (6) 取扱店自身での購入を偽る換金行為
- (7) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (8) 保険診療に係る自己負担分の支払
- (9) 金融・保険業（金融機関、貸金業、保険会社、証券会社など）への支払
- (10) 取扱店が特に指定するもの
- (11) その他、発行者が社会通念上、不相当と認めるもの
（取扱店の登録等）

第 17 条 佐賀県内に事業所又は店舗があり、個人消費者向けに商品の販売やサービスの提供等を行っている事業者（麻雀店、パチンコ店等、性風俗営業者、特定の宗教・政治団体と関わる者、暴力団及び商品券の使用対象にならないもののみを取り扱う者を除く。）は、事務局に対して商品券の取扱店の登録の申込みを行うことができる。

2 事務局は、前項の規定による申込みがあったときは審査を行い、適当と認めた場合は当該申込者を取扱店として登録するものとする。

3 事務局は、前項の規定による登録後に、第 1 項の規定による登録の申込みに虚偽、不備等があることを覚知した場合は、当該登録を取り消すことができる。

4 事務局は、第 2 項の規定による審査の際に必要なと認めるときは、登録の申込者に対し、申込内容の根拠となる資料等の提示を求めることができる。

（取扱店の責務）

第 18 条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引において商品券の受取を拒むことはできないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買はできないこと。
- (3) 登録に関する虚偽又は不正行為は禁止であること。
- (4) 商品券を使用できる事業所又は店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するポスター等を商品券の使用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (5) SAGA プレミアム Pay を取り扱う取扱店は、事務局から郵送する使用者読取用 QR コード POP をレジ周辺に設置すること。
- (6) 使用される SAGA プレミアム商品券が、事務局が事前に配布する見本と間違いのないか確認すること。特に色合いが明らかに異なる等、偽造された SAGA プレミアム商品券と判別できる場合は、SAGA プレミアム商品券の受け取りを拒否すること。S A

G A プレミアム商品券の見本は、レジ担当者や S A G A プレミアム商品券を取り扱う全ての係員に周知すること。

- (7) S A G A プレミアム P a y の換金は、登録申込時に登録された口座に月 2 回自動的に入金されるため、取扱店自身で入金の確認を行うこと。
- (8) 取引により S A G A プレミアム商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、裏面に任意の取扱店受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否すること。
- (9) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能であることに留意すること。
- (10) 商品券は事業上取引（商品仕入れ等）の支払いに使用できないこと。

（換金方法）

第 19 条 取扱店は、発行者が指定する換金取扱金融機関において、発行者が指定する方法及び期間により換金を行うことができる。

2 事務局は、前項の換金取扱金融機関、方法及び期間を取扱店に通知するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 20 条 商品券に関する個人情報の取扱いについては、事務局が別に定める佐賀県プレミアム付商品券発行事務局プライバシーポリシー、発行者が別に定めるアプリの利用規約及び S A G A プレミアム商品券使用約款による。

（規約の変更）

第 21 条 発行者は、その裁量により、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 にしたがつてこの規約を変更することができるものとする。発行者は、この規約を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、商品券の使用者等に対して、この規約を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を通知し、又は連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとする。

（商品券の発行及び管理に関する業務の終了）

第 22 条 発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、商品券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがある。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより商品券の使用者等に周知する措置を講じる。

（分離可能性）

第 23 条 この規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、この規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

(連絡、通知)

第 24 条 この規約の変更に関する通知その他発行者から商品券の使用者等に対する連絡又は通知は、所定のウェブサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 25 条 この規約の準拠法は日本法とし、この規約に起因し又は関連する一切の紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別表第 1 (第 6 条関係)

1	唐津・玄海エリア
2	伊万里・有田エリア
3	武雄・大町エリア
4	鹿島・嬉野・太良エリア
5	江北・白石エリア
6	多久・小城エリア
7	佐賀エリア
8	神埼・吉野ヶ里・上峰・みやきエリア
9	鳥栖エリア
10	基山エリア

別表第 2 (第 6 条関係)

1	佐賀県美容業生活衛生同業組合・佐賀県理容生活衛生同業組合・佐賀県クリーニング生活衛生同業組合 ※ 3 つの団体を統合した商品券
2	佐賀県飲食業生活衛生同業組合
3	佐賀県菓子工業組合
4	佐賀県電器商業組合